

税関係協議結果

政府提出の税制抜本改革2法案については、以下のとおり修正・合意した上で、今国会中の成立を図ることとする。

(注) *は法改正に係るもの

○ 第4条（所得税）について

- ・(*) 所得税に係る規定（第4条）は削除するが、最高税率の引上げなど累進性の強化に係る具体的な措置について検討し、その結果に基づき平成25年度改正において必要な法的上の措置を講ずる旨の規定を附則に設ける。

具体化にあたっては、今回の政府案（課税所得5,000万円超について45%）及び協議の過程における公明党の提案（課税所得3,000万円超について45%、課税所得5,000万円超について50%）を踏まえつつ検討を進める。

○ 第5条、第6条（資産課税）について

- ・(*) 資産課税に係る規定（第5条、第6条）は削除するが、相続税の課税ベース、税率構造等、及び贈与税の見直しについて検討し、その結果に基づき平成25年度改正において必要な法的上の措置を講ずる旨の規定を附則に設ける。

具体化にあたっては、バブル後の地価の大幅下落等に対応して基礎控除の水準を引き下げる等としている今回の政府案を踏まえつつ検討を進める。

○ 第7条（消費税率引上げに当たっての検討課題等）について

- ・消費税率の引上げに当たっては、低所得者に配慮した施策を講ずることとし、以下を確認する。

(1) (*) 「低所得者に配慮する観点から、給付付き税額控除等の施策の導入について、所得の把握、資産の把握の問題、執行面での対応の可能性等を含め様々な角度から総合的に検討する」旨の条文とする。

また、「低所得者に配慮する観点から、複数税率の導入について、財

源の問題、対象範囲の限定、中小事業者の事務負担等を含め様々な角度から総合的に検討する」旨の条文とする。

(2) (*) 簡素な給付措置については、「消費税率（国・地方）が 8 %となる時期から低所得者に配慮する給付付き税額控除等及び複数税率の検討の結果に基づき導入する施策の実現までの間の暫定的及び臨時的な措置として実施する」旨の条文とする。

その内容については、真に配慮が必要な低所得者を対象にしっかりととした措置が行われるよう、今後、予算編成過程において、立法措置を含めた具体化を検討する。簡素な給付措置の実施が消費税率（国・地方）の 8 %への引上げの条件であることを確認する。

- ・ (*) 転嫁対策については、消費税の円滑かつ適正な転嫁を確保する観点から、独占禁止法・下請法の特例に係る必要な法制上の措置を講ずる旨の規定を追加する。
- ・ 医療については、第 7 条第 1 号ヘに示した方針に沿って見直しを行うこととし、消費税率（国・地方）の 8 %への引上げ時までに、高額の投資に係る消費税負担について、医療保険制度において他の診療行為と区分して適切な手当を行う具体的な手法について検討し結論を得る。また、医療に関する税制上の配慮等について幅広く検討を行う。
- ・ 住宅の取得については、第 7 条第 1 号トの規定に沿って、平成 25 年度以降の税制改正及び予算編成の過程で総合的に検討を行い、消費税率（国・地方）の 8 %への引上げ時及び 10 %への引上げ時にそれぞれ十分な対策を実施する。
- ・ 自動車取得税及び自動車重量税については、第 7 条第 1 号ワの規定に沿って抜本的見直しを行うこととし、消費税率（国・地方）の 8 %への引上げ時までに結論を得る。
- ・ (*) 扶養控除、成年扶養控除、配偶者控除に関する規定を削除する。

ただし、成年扶養控除を含む扶養控除及び配偶者控除の在り方については、引き続き各党で検討を進めるものとする。

- ・（＊）歳入庁に関する規定を「年金保険料の徴収体制強化等について、歳入庁その他の方策の有効性、課題等を幅広い観点から検討し、実施する。」とする。

○ 附則第18条について

- ・ 以下の事項を確認する。
 - (1) 第1項の数値は、政策努力の目標を示すものであること。
 - (2) 消費税率（国・地方）の引上げの実施は、その時の政権が判断すること。
- ・ 消費税率の引上げにあたっては、社会保障と税の一体改革を行うため、社会保障制度改革国民会議の議を経た社会保障制度改革を総合的かつ集中的に推進することを確認する。
- ・（＊）「税制の抜本的な改革の実施等により、財政による機動的対応が可能となる中で、我が国経済の需要と供給の状況、消費税率の引上げによる経済への影響等を踏まえ、成長戦略や事前防災及び減災等に資する分野に資金を重点的に配分することなど、我が国経済の成長等に向けた施策を検討する」旨の規定を第2項として設ける。

原案の第2項は第3項とし、「前項の措置を踏まえつつ」を「前2項の措置を踏まえつつ」に修正する。

○ その他

- ・（＊）上記の見直しに関連し、題名と第1条について以下の修正を行う。

題名：「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律案」とする。

第1条（趣旨規定）：所得税、資産課税の見直しに係る箇所及び「により支え合う社会を回復すること」を削除する。「我が国が」を「我が国の」に修正する。
- ・ 国分の消費税収の使途のうち年金、医療、介護に係るものについては、平成11年度以降、国分の消費税収は高齢者3経費に充当されてきた経緯等を踏まえるものとする。

- ・ 上記の国税改正法の修正に伴い、地方税改正法についても所要の修正を行うものとする。

以上、確認する。

平成24年6月15日

民主党

自由民主党

公明党

(参考)

条文イメージ
(所得税、資産課税)

○ 所得税（附則）

所得税については、格差の是正及び所得再分配機能の回復の観点から、最高税率の引上げ等による累進性の強化に係る具体的な措置について検討を加え、その結果に基づき、平成二十四年度中に必要な法制上の措置を講ずる。

○ 資産課税（附則）

資産課税については、格差の固定化の防止、老後における扶養の社会化の進展への対処等の観点からの相続税の課税ベース、税率構造等の見直し及び高齢者が保有する資産の若年世代への早期移転を促し、消費拡大を通じた経済活性化を図る観点からの贈与税の見直しについて検討を加え、その結果に基づき、平成二十四年度中に必要な法制上の措置を講ずる。

条文イメージ

(低所得者に配慮する給付付き税額控除等及び複数税率、簡素な給付措置)

- イ 低所得者に配慮する観点から、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十四年法律第▼▼▼号。第六号において「番号法」という。）による行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する制度（次号〇(3) 及び第六号において「番号制度」という。）の本格的な稼動及び定着を前提に、関連する社会保障制度の見直し及び所得控除の抜本的な整理と併せて、総合合算制度（医療、介護、保育等に関する自己負担の合計額に一定の上限を設ける仕組みその他これに準ずるもの）をいう。）、給付付き税額控除（給付と税額控除を適切に組み合わせて行う仕組みその他これに準ずるもの）等の施策の導入について、所得の把握、資産の把握の問題、執行面での対応の可能性等を含め様々な角度から総合的に検討する。
- ロ 低所得者に配慮する観点から、複数税率の導入について、財源の問題、対象範囲の限定、中小事業者の事務負担等を含め様々な角度から総合的に検討する。
- ハ 第二条の規定の施行からイ及びロの検討の結果に基づき導入する施策の実現までの間の暫定的及び臨時的な措置として、社会保障の機能強化との関係も踏まえつつ、対象範囲、基準となる所得の考え方、財源の問題、執行面での対応の可能性等について検討を行い、簡素な給付措置を実施する。

条文イメージ

(転嫁対策)

- (6) 消費税の円滑かつ適正な転嫁を確保する観点から、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律及び下請代金支払遅延等防止法の特例に係る必要な法制上の措置を講ずること。

条文イメージ
(歳入庁)

八 年金保険料の徴収体制強化等について、歳入庁その他の方策の有効性、課題等を幅広い観点から検討し、実施する。

条文イメージ

(経済対策)

附則第18条第2項

税制の抜本的な改革の実施等により、財政による機動的対応が可能となる中で、我が国経済の需要と供給の状況、消費税率の引上げによる経済への影響等を踏まえ、成長戦略並びに事前防災及び減災等に資する分野に資金を重点的に配分することなど、我が国経済の成長等に向けた施策を検討する。

附則第18条第3項

この法律の公布後、消費税率の引上げに当たっての経済状況の判断を行うとともに、経済財政状況の激変にも柔軟に対応する観点から、第二条及び第三条に規定する消費税率の引上げに係る改正規定のそれぞれの施行前に、経済状況の好転について、名目及び実質の経済成長率、物価動向等、種々の経済指標を確認し、前二項の措置を踏まえつつ、経済状況等を総合的に勘案した上で、その施行の停止を含め所要の措置を講ずる。

条文イメージ
(題名、1条)

○ 題名

社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律案

○ 1条

この法律は、世代間及び世代内の公平性が確保された社会保障制度を構築することが我が国の直面する重要な課題であることに鑑み、社会保障制度の改革とともに不断に行政改革を推進することに一段と注力しつつ経済状況を好転させることを条件として行う税制の抜本的な改革の一環として、社会保障の安定財源の確保及び財政の健全化を同時に達成することを目指す観点から消費税の使途の明確化及び税率の引上げを行うため、消費税法の一部を改正するとともに、その他の税制の抜本的な改革及び関連する諸施策に関する措置について定めるものとする。